

丹波篠山市高齢者保健福祉計画・ 第10期介護保険事業計画の策定について

1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

(1) 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき策定する計画であり、介護保険事業計画との連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。高齢者保健福祉計画は、介護保険給付対象者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する総合的な計画です。

老人福祉法 第20条の8第1項

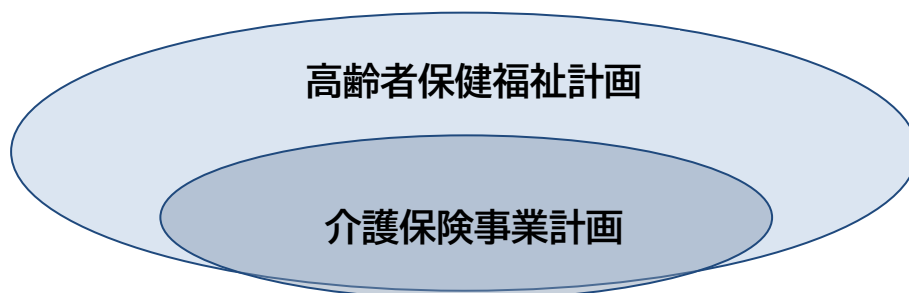
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する計画です。

介護保険法 第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。



本計画は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。

両計画の関係について、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者保健福祉計画」に包含されます。

■ 介護保険事業計画の国の基本指針について

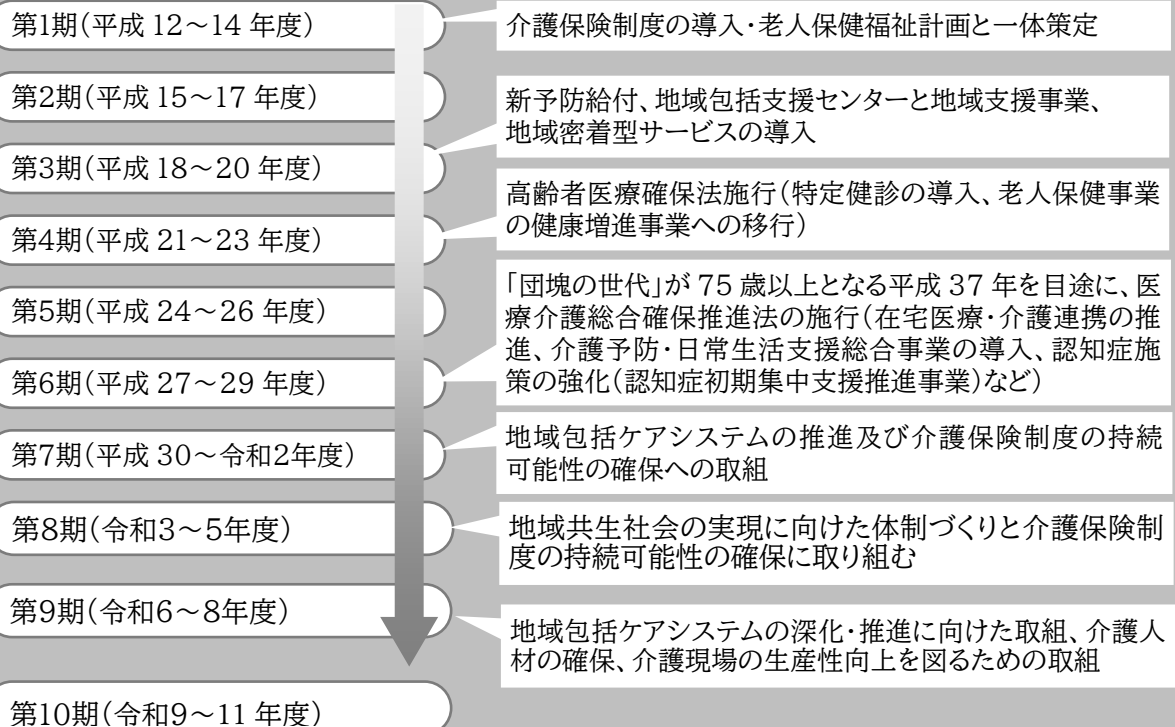
- 基本指針は、**都道府県・市区町村が作成する介護保険事業計画のガイドラインとなるもので**、次の内容について定めています。

- ①サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ②サービスの種類ごとの量の見込みとそれを定めるにあたって参酌すべき基準
- ③その他計画の作成に関する事項
- ④その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 第9期介護保険事業計画の基本指針では、以下の項目が記載を充実させる内容として示されていました。

- ・2040 年を見据え、地域の実情に応じたサービス基盤、人的基盤の整備
- ・在宅サービスの充実
- ・地域共生社会の実現
- ・介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ・認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ・高齢者虐待防止の一層の推進
- ・地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

<介護保険事業計画 制度改訂の経過>



2. 第10期介護保険事業計画の基本指針について

令和8年3月9日に厚生労働省で開催された第134回社会保障審議会介護保険部会において、第10期介護保険事業計画の基本指針見直しの議論が行われました。

資料では、2040年を見据えた介護保険事業計画の在り方として、以下の内容が示されています。

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

第10期介護保険事業計画の基本指針(案)の主な事項

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業計画の策定

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たなタイプの活用等）について議論。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

2. 地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。介護保険事業計画の策定
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。